

税の申告

平成30年分の所得税の確定申告、平成31年度町県民税の申告の受け付けが始まります。毎年多くの人で混み合いますので、お早めに申告ください。

☎ 税務課 課税係 ☎ 0943-32-1114

所得税・町県民税の申告は2月18日～3月15日

▶ 申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)
9時～16時 [土(日)除く]

▶ 受付場所 広川町役場西庁舎1階会議室
(旧中央公民館)

▶ 申告が必要な人 平成31年1月1日現在広川町内に
在住で、平成30年中に次のこと
に該当する人

- 自営業や農業、不動産業の所得の合計が、所得控除の合計額より大きい人
- 給与所得者で、年末調整をしていない人
- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える人(20万円以下の人は、町県民税の申告が必要です)
- 多額の医療費(生命保険給付金などを差し引いて、10万円または所得の5%を超える自己負担金)を支払った人
- 自営業や農業、不動産業などを行っている人(所得税の確定申告が不要な人)
- 給与以外の所得がある人
- 給与や年金の源泉徴収票に記載されているもの以外の、各種控除(医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など)を受ける人
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人
- パートやアルバイトなどの収入がある人
- 個人年金を受給している人

※株式に係る譲渡所得などがある人で、所得税は確定申告、町県民税は申告不要を選択した場合、所得税の確定申告とは別に町県民税の申告が必要です。

▶ 申告時に必要なもの

- 印鑑(認印可)
- 申告者本人・扶養親族・専従者給与を支払っている人のマイナンバーカード(または通知カード+運転免許証・健康保険証など)
※代理人の場合、申告者のマイナンバーカード(または通知カード)+代理人の運転免許証・健康保険証など+委任状・申告者の運転免許証・健康保険証など
- 申告書
- 税務署や役場税務課から送付されるはがき・封筒
- 前年の収入の証明書類
 - 給与所得や年金の源泉徴収票
 - (個人年金などがある人) 保険会社の支払調書
 - (生命保険などの満期返戻金を受けた人) 支払機関から発行された支払証明書
 - (農業所得、営業所得、不動産所得がある人) 収支内訳書、必要経費の領収書など
- 各種控除額の証明書類
 - 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - 国民健康保険税や各種社会保険料などの支払証明書または領収書
 - (医療費控除を受ける人) 医療費の明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など
※事前に人別、病院別に合計額を計算してください。高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、その補てん金額を記録してください。
 - (特例を受ける場合) 一定の取り組みを行ったことがわかる領収書、結果通知表など
- (所得税の還付を受ける場合) 申告者名義の口座の金融機関、支店名、口座番号がわかるもの

▶ 収入がない場合も申告ください

収入がないからといって申告をしないと、所得（課税）証明書が交付できなくなります。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置も受けられない場合があります。

町内の家族が提出する所得税の確定申告書、町県民税の申告書、給与支払報告書に扶養親族として記載されている場合は、申告の必要はありません。

▶ 公的年金を受給している場合は

公的年金収入が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。所得税が還付になる場合は、確定申告をすることができます。

次の人は町県民税の申告が必要です。

- 公的年金以外の収入（個人年金など）がある人
- 「公的年金の源泉徴収票」に記載されているもの以外の、各種控除（医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など）を受け取る人



▶ 太陽光発電の売電収入がある場合は

太陽光発電設備による売電収入^(※1)がある場合、申告が必要な場合があります。

- 給与や年金所得以外の所得額が、売電所得^(※2)を含めて20万円を超える場合
⇒所得税の確定申告が必要
- 給与や年金所得以外の所得額が、売電所得を含めて20万円以下の場合
⇒町県民税の申告が必要

(※1) 余剰電力や電力の全量を電力会社に売却して得られる収入

(※2) 売電収入から必要経費を除いた金額

▶ 自宅のパソコンで申告できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送するか、e-taxで送信してご提出ください。



国税庁ホームページ⇒ <http://www.nta.go.jp>

税務署からのお知らせ

譲渡所得、住宅借入金等特別控除などの申告は 八女伝統工芸館でお願いします

▶対象者

- 青色申告、消費税・贈与税などの申告をする人
- 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人 **NEW**
- ローンで住宅を新築・増築（中古住宅の購入含む）し、住宅借入金等特別控除の適用を受け取る人 **NEW**
- 商品先物取引に係る所得がある人 **NEW**

▶日時 2月18日(月)～3月15日(金) [(土)(日)除く]
9時～16時

▶場所 八女伝統工芸館（八女市本町2番地123-2）

※期間中、八女税務署での申告相談は受け付けていません。

☎八女税務署 ☎0943-23-5191